

五霞町立五霞東小学校 いじめ防止基本方針

いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校づくり（未然防止）

☆いじめは問題に取り組むための組織

- ・「学校いじめ対策組織の設置」といじめ防止対策委員会の開催

☆チームで支え合い、高め合う学年・学校づくり

- ・チーム指導による新たな学年・学級づくり
- ・人格を尊重し、認め励まし合う人間関係づくり
- ・道徳授業の指導内容項目重点化、「考え、議論する道徳」への質的な転換

☆発達指示的・課題予防的生徒指導への転換

- ・いじめ、不登校を生まない関係・環境づくり
- ・温かい語りかけと心に響くけじめの指導
- ・教育相談会、ケース会議等の効果的活用
- ・SOSの出し方教育の推進

☆管理から自己決定への転換を図る特別活動の充実

- ・体験活動の充実・自己肯定感を高める主体的活動

☆「あたたかな聞き方」「やさしい話し方」の推進

- ・規範意識の向上・思いやりのある言葉遣い

☆教育相談体制の充実

- ・定期的な教育相談、教育相談会の実施

☆発達支持的な生徒指導

- ・計画的な実践と点検、改善



五霞東小学校の目指す児童像

- 互いに学び合う子
- 思いやりのある子
- たくましい子

小さな変化やサインを見逃さない （早期発見）

☆チーム支援による児童の見守り

☆教育相談・個人面談の実施（7月、随時）

- ・スクールカウンセラー等の活用

☆いじめ防止対策委員会の開催（月1回、随時）

☆学校生活アンケートの実施（月1回）

- ・ハイパーQUテスト（3～6年生 年2回）

☆職員集会での情報交換（月1回、随時）

☆教職員一人一人がいじめの情報を生徒指導部に情報共有（義務）

いじめは許されない。 （早期対応、早期解消）

対応として次のことをします！

☆チームで取り組みます。

☆関係機関との連携を図ります。

☆丁寧な指導をします。

- ①いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア
- ②被害者のニーズ確認
- ③いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④いじめの解消

相談窓口の周知

◆五霞東小学校 TEL0280-84-0087

- ・HPでの相談窓口もあります。
（担任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭等）

◆五霞町教育委員会 TEL0280-84-1462

◆いじめ・体罰解消サポートセンター

TEL0296-22-7830

◆子どもホットライン（24時間）

TEL029-221-8181